

群馬県埋蔵文化財発掘調査基準

はじめに

群馬県の地域は、北および西の背後に発達した山地をひかえ、その中央部から東に広大な関東平野が展開する地形的特徴を有している。発達した山地は、利根川を始め、数多くの河川を介して豊富な水を平地部へ供給し、肥沃で広大な沖積地を形成した。また、温暖、湿潤で四季の変化が顕著な気象上の特徴も注意される。このような恵まれた自然条件は、人々の生活空間として最も適していることを、旧石器時代以来一貫して数多くの充実した遺跡が所在していることが如実に物語っている。とりわけ、広大な農耕適地の開発が可能になった古墳時代になると、地勢条件に恵まれた当地域は、東日本でも屈指の有力地域へと展開し、全国的にも著名な遺跡は枚挙にいとまがないところである。

当地域に存在する遺跡には、もう一つ顕著な特徴がある。浅間、赤城、榛名山等が活発な火山活動を繰り返したことにより、いくつもの火山噴出物層下に極めて良好な状態で膨大な質量を備えた遺跡を各地に残しているのである。

このような埋蔵文化財は、地域の歴史や文化を理解する上で欠くことのできない国民共有の極めて貴重な歴史的財産であり、将来の社会・文化の維持・発展の基礎をなすものである。

ところで、埋蔵文化財は、土地に埋蔵され、そのままでは視覚的に把握することが困難な特性も備えている。一方で、現代社会の中で人々が生活を維持していくために、土地を掘り下げ、改修する大小様々な開発行為は不断に繰り返されることから、常に埋蔵文化財と抵触することになる。それゆえ、国民の理解と協力を得ながら、これら開発行為との調整をはかりつつ、埋蔵文化財の適切な保護をはかり、有効に活用していくことが、文化財保護行政上の重要な課題となっている。

現状のまま保存をはかることができない埋蔵文化財については、発掘調査により記録を保存する方法が取られている。一方、遺跡の現状保存を前提とし、保護・活用の施策に必要な情報を得るために行う発掘調査もある。いずれにしても、発掘調査は、遺跡の内容を具体的に把握するためには不可欠のものであるが、それと同時に、どのような目的であれ、調査対象の遺跡の解体・破壊の側面を持ち、同じ対象への調査は二度とできない。それゆえ、発掘調査は、適切に行われなければならないわけである。

本調査基準は、前述した群馬県地域の特徴をふまえて「群馬県埋蔵文化財諸問題検討会」で検討した結果を受けて、作成した基準である。

検討会の経過

- 第1回 平成18年7月20日
- 第2回 平成18年12月20日
- 第3回 平成19年3月15日
- 第4回 平成19年5月30日
- 第5回 平成19年9月26日

目 次

<p>はじめに</p> <p>第1章 調査基準に関する現状と課題……………1</p> <p>1 記録保存のための発掘調査……………1</p> <p> (1) 調査基準についての行政的位置付け</p> <p> (2) 発掘調査の方法・内容に関する基準について</p> <p>2 保存・活用のための発掘調査……………2</p> <p>3 試掘・確認調査……………2</p> <p>第2章 記録保存のための発掘調査に関する基準……………3</p> <p>1 記録保存のための発掘調査に関する基本的事項……………3</p> <p> (1) 発掘調査の性格と内容</p> <p> (2) 発掘調査に関する基本的事項</p> <p> (3) 発掘調査の工程と調査体制</p> <p> (4) 調査手法の開発・改良</p> <p>2 発掘作業……………4</p> <p> (1) 発掘作業の基本方針</p> <p> (ア) 遺跡の種類・立地に対応した発掘作業</p> <p> (イ) 発掘作業方法の適切な選択</p> <p> (ウ) 目的に即した作業の実施</p> <p> (エ) 客観性と正確さの確保</p> <p> (オ) 的確な記録・資料の作成</p> <p> (2) 発掘作業の工程とその内容</p> <p> (ア) 発掘前段階の作業</p> <p> (イ) 表土等及び遺物包含層の掘削</p> <p> (ウ) 遺構調査</p> <p> (エ) 理化学的分析・日常管理等</p> <p>3 整理等作業……………6</p> <p> (1) 整理等作業の基本方針</p> <p> (ア) 作業対象の選択と作業の実施</p> <p> (イ) 作業の担当者</p> <p> (ウ) 作業の実施時期</p> <p> (2) 整理等作業の工程とその内容</p> <p> (ア) 記録類と遺構の整理</p>	<p> (イ) 遺物の整理</p> <p> (ウ) 調査成果の総合的検討</p> <p> (エ) 報告書作成作業</p> <p> (オ) 保管・活用に備えた作業</p> <p>4 発掘調査報告書……………8</p> <p> (1) 報告書の意義</p> <p> (2) 記載に当たっての留意事項</p> <p> (3) 記載事項とその内容</p> <p> (4) 体裁</p> <p> (5) 刊行</p> <p> (6) 保管・活用</p> <p>第3章 保存・活用のための発掘調査に関する基準……………11</p> <p>1 保存・活用のための発掘調査に関する基本的事項……………11</p> <p>2 発掘作業……………11</p> <p> (1) 発掘作業の基本方針</p> <p> (ア) 遺跡の状況に応じた調査方法</p> <p> (イ) 遺跡と遺構の内容に対応した調査方法</p> <p> (ウ) 整備に伴う調査</p> <p> (エ) 遺跡の保存</p> <p> (オ) 調査の公開と普及</p> <p> (2) 調査の方法等</p> <p> (ア) 事前調査、計画、発掘区の設定</p> <p> (イ) 表土等及び包含層の掘削</p> <p> (ウ) 遺構調査</p> <p>3 整理等作業……………15</p> <p> (1) 整理等作業の基本方針</p> <p> (2) 整理等作業の工程とその内容</p> <p> (ア) 遺物の整理</p> <p> (イ) 調査成果の総合的な検討</p> <p>4 発掘調査報告書……………15</p> <p> (1) 基本方針</p> <p> (2) 報告書の内容</p>
--	--

別 紙 (記録保存のための発掘調査に関する基準)

<p>別紙1……………17</p> <p>2 発掘作業</p> <p> (2) 発掘作業の工程とその内容</p> <p> (ア) 発掘前段階の作業</p> <p> (イ) 表土等及び遺物包含層の掘削</p> <p> (ウ) 遺構調査</p> <p> (エ) 理化学的分析・日常管理等</p>	<p>別紙2……………30</p> <p>3 整理等作業</p> <p> (2) 整理等作業の工程とその内容</p> <p> (ア) 記録類と遺構の整理</p> <p> (イ) 遺物の整理</p> <p> (ウ) 調査成果の総合的検討</p> <p> (エ) 報告書作成作業</p> <p> (オ) 保管・活用に備えた作業</p>	<p>別紙3……………37</p> <p>4 発掘調査報告書</p> <p> (2) 記載に当たっての留意事項</p> <p> (3) 記載事項とその内容</p> <p> (ア) 報告書の構成</p> <p> (イ) 前文</p> <p> (ウ) 本文</p> <p> 報告書抄録……………43</p>
--	---	---